

－「学校の働き方改革プラン」－

令和３年１０月
(令和７年６月改訂)

常陸大宮市教育委員会

１ はじめに

情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、学校が抱える課題が複雑化・多様化しており、本市においても多くの教員が長時間勤務により、疲労や心理的負担を抱えながら業務を行っております。

そのような中、教員が心身ともに健康で、高い意欲と専門性を持って教育活動に専念できるよう、文部科学省は、教職員（事務職を含む。）が児童生徒に接する時間や自己研鑽する時間を十分に確保し、児童生徒に必要な総合的な指導を持続的に行うことができる状況を作り出すために、業務の役割分担適正化や必要な環境整備など、長時間勤務是正に向けた取組を着実に進めるよう推進しております。

このような背景から、常陸大宮市教育委員会では、令和３年度より「学校の働き方改革プラン」を策定し、教職員の業務負担軽減を図りながら、学校・家庭・地域等と連携しながら各種取組を推進してきました。今後も、教育の質の向上、教職員の健康保持及び自己研鑽のための時間確保など、健康で充実して働き続けることができるよう、取組を推進していきます。

２ 目 的

教職員が心身ともに健康で、高い意欲と専門性を持って教育活動に専念できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図ることを目的とします。

３ 目標の設定

令和７年度における全教職員の勤務時間外の在校時間の目標を

■ １か月あたり４５時間以内

■ 年３６０時間以内

と定め、学校における働き方改革を推進します。

(令和１１年度までに月３０時間程度に縮減することを推進します。)

*特例的な扱いとして、特別な事情により勤務せざるを得ない場合においても、以下を上限時間とします。(４つの項目をすべて満たすこと)

- ・ １か月（単月）の時間外勤務時間は１００時間未満とする。
- ・ 年間の時間外勤務時間は７２０時間以内とする。
- ・ 月４５時間を超える時間外勤務は６か月を超えないこととする。
- ・ 連続する複数月（２か月～６か月）の時間外勤務時間の平均が８０時間を超えないこととする。

【参考：常陸大宮市の現状】

勤務時間外の在校等時間の現状（令和 6 年度の勤務時間集計結果から）

区 分	1 ヶ月あたり 45 時間 超 80 時間以下の教職 員の割合	1 ヶ月あたり 80 時間 （過労死ライン）超の 教職員の割合	年間 360 時間超の教 職員の割合
小学校（11 校）	17.0%（15.6%）	0.1%（0.1%）	52.2%（54.3%）
中学校（ 4 校）	29.0%（24.2%）	1.1%（1.3%）	69.1%（62.5%）

※（ ）内は令和 5 年度の割合。

※令和 3 年度からの働き方改革の各取組により、市全体の在校等時間は減少していますが、近年は横ばい状態で、依然として、45 時間超の教職員が小学校で約 6 人に 1 人、中学校で約 3 人に 1 人となっています。

4 対象者

常陸大宮市立小中学校に勤務する全教職員を対象とします。

5 取組の方針

令和 2 年 9 月に公表された文部科学省の「教育委員会による学校の働き方改革のための取組状況チェックリスト」（令和 3 年 9 月公表分を含む。以下「文部科学省チェックリスト」という。）で例示された取組事項を推進いたします。

6 具体的な取組内容（文部科学省チェックリストで例示された主なもの）

（1）在校等時間の適切な管理と教職員の意識改革の推進

①教職員の時間管理の徹底

・校務支援システムを活用し、客観的な方法による時間管理の徹底に努めます。

②教育委員会における勤務実態の把握

・校務支援システムを活用し、各学校における教職員の勤務実態の把握に努めます。

③学校閉庁日の設定

・夏季及び冬季休業日等に学校閉庁日を設け、教職員が出勤しない日を設定します。

④完全退勤時間及び定時退勤日の設定

・教職員が完全に退勤しなければならない時間や、週に 1 回程度、定時に退勤する日を設定します。

⑤留守番電話の設置

・勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話等を設置し、連絡体制の整備に努めます。

⑥教育委員会が主催する会議・研修会の見直しと削減

・教育委員会が主催する会議・研修会について、その必要性などを検証し、削減に努めます。

⑦教職員の意識改革

- ・教育の質を確保しつつ、働き方改革を意識した業務の効率化を図ります。

⑧常陸大宮市立小中学校働き方改革推進委員会の設置

- ・教育委員会内に、学校の働き方改革を総合的に調整・推進するため設置するとともに、次の事項を所掌するものとします。

ア 学校における業務改善等の進行管理

働き方改革推進を図るため、各種取組のほか、学校における業務改善等の効果的及び着実な実施に向け、PDCA サイクルを活用し、必要に応じてその状況について点検・評価し、業務の見直しや改善を図ります。

イ 学校における新たな業務に対する調整

学校に新たな業務を付加する場合に、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、必要に応じてその調整を行い、適切な業務推進を図ります。

(2) 部活動指導の負担軽減

①部活動休養日及び活動時間

- ・週当たり3日以上部活動休養日や、1日の活動時間を平日上限2時間、休業日上限3時間とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

②複数顧問の配置及び外部指導員の活用

- ・複数顧問の配置や外部指導員の活用により、部活動指導に係る負担軽減を図ります。

③部活動の地域移行

- ・令和7年9月より、土日の部活動を地域クラブ活動へ段階的に展開していきます。

(3) 学校運営体制と業務改善の推進

①2学期制の導入

- ・きめ細かな教育の充実等を図ることを目的に、令和5年度より2学期制及び週2日の5時間授業を導入します。

②校務支援システムの活用促進

- ・教職員の勤務実態の把握、学習評価や成績処理等について、校務支援システムを活用して、事務作業の負担軽減を図ります。

③各学校における会議等の効率化の推進

- ・各学校における会議等について、会議等の精選、報告書等の簡素化、研修時期の適正化など、効率化の推進を図ります。

④学校行事の見直しの推進

- ・これまで毎年実施していた行事であっても、教育効果を検証のうえ、合理化やスクラップ・アンド・ビルドの具体的な検討を進めます。

⑤ペーパーレス化の更なる推進

- ・一人一台端末の状況を踏まえ、ペーパーレス化の更なる推進を図ります。

(4) その他

- ①文部科学省チェックリストに掲げる取組事項以外についても、用務員の配置等、市内各小中学校の特性や地域の実情に応じた取組を推進します。

7 おわりに

「学校の働き方改革」を実現することが、教職員が自らの意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいを持って働くこと、また、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保することにつながります。

市教育委員会では、本プランに基づき、教職員の働きやすい環境づくりに努めてまいりますので、「学校の働き方改革」に皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。